

茨城工業高等専門学校教育研究支援基金要項

〔平成28年12月8日〕
制 定

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、茨城工業高等専門学校教育研究支援基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本校の教育・研究活動の推進、地域社会への貢献、国際交流等の活性化及び学生の支援を目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 教育・研究推進等支援事業
- (2) 学生への奨学金支援事業
- (3) 地域連携支援事業
- (4) 国際交流活動支援事業
- (5) キャンパスの環境整備事業
- (6) 学生への経済的支援事業（第2号の事業を除く。）
- (7) その他校長が目的の達成に必要と認めた事業

(基金の構成)

第4条 基金は、基金への寄附及びその運用による果実をもって構成する。

(運営委員会)

第5条 基金に関する事項を審議するため、茨城工業高等専門学校教育研究支援基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第6条 運営委員会は、基金に関し次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 基金の予算及び決算に関する事項
- (3) 寄附の受入れ及び支出に関する事項
- (4) 寄附者への謝意表明に関する事項
- (5) その他基金の運営に関する事項

(組織)

第7条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
 - (2) 各副校長
 - (3) 事務部長
 - (4) その他校長が必要と認める者
- 2 運営委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。
- 3 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副校長（総務主事）が、その職務を代行する。

(会議)

第8条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(事務)

第9条 基金に関する事務は、総務課において処理する。

(寄付金の基金への受入れ及び管理)

第10条 寄附金の基金への受入れ及び管理は、国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（平成16年規程第45号）その他本校の規則に定めるところによる。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、運営委員会の審議を経て、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年12月8日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和3年12月9日から施行する。
- 2 この要項施行の際、現に受け入れている基金の運用については、改正後の第3条第6号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。